

# 2022 年度

## ディスクロージャー誌

= 業務及び財産の状況に関する説明書類 =

= 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日 =

2023 年 7 月



# ゼアー少額短期保険株式会社

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>I. 会社概要・行動指針</b> .....        | 2  |
| 1. はじめに .....                    | 2  |
| 2. 会社概要（2023年3月31日現在） .....      | 2  |
| 3. 沿革（2023年3月31日現在） .....        | 2  |
| 4. 役員（2023年3月31日現在） .....        | 2  |
| 5. 株主・株式の状況（2023年3月31日現在） .....  | 3  |
| 6. 当社の組織（2023年3月31日現在） .....     | 3  |
| 7. 経営理念 .....                    | 4  |
| 8. 行動指針 .....                    | 4  |
| 9. 社名・ロゴマークの由来 .....             | 4  |
| <b>II. 主要な業務の内容</b> .....        | 4  |
| <b>III. 主要指標</b> .....           | 5  |
| 1. 事業の概況 .....                   | 5  |
| 2. 直近の3事業年度における主要指標 .....        | 6  |
| 3. 直近の2事業年度における他の主要指標 .....      | 6  |
| 4. 直近の2事業年度における責任準備金の残高 .....    | 9  |
| 5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する指標 ..... | 10 |
| <b>IV. 運営に関する事項</b> .....        | 17 |
| 1. リスク管理について .....               | 17 |
| 2. 再保険について .....                 | 18 |
| 3. コンプライアンス .....                | 19 |
| 4. 個人情報保護について .....              | 19 |
| 5. 反社会的勢力に対する基本方針 .....          | 24 |
| 6. 保険金支払管理方針 .....               | 25 |
| 7. 顧客本位の業務運営方針 .....             | 25 |
| 8. 勧誘方針 .....                    | 26 |
| 9. 指定紛争解決機関（指定ADR機関）について .....   | 27 |

## 1. 会社概要・行動指針

### 1. はじめに

日頃より弊社に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料は、保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条第 1 項に規定する内閣府令で定める事項について、保険業法施行規則第 211 条の 37 に基づき作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

### 2. 会社概要（2023 年 3 月 31 日現在）

|        |  |
|--------|--|
| 会社名    | ゼアー少額短期保険株式会社  |
| 所在地    | 〒105-0001<br>東京都港区虎ノ門 1-16-16 虎ノ門 1 丁目 MG ビル 8 階                             |
| TEL    | 050-5211-4757（代表）（平日 10:00～18:00）<br>0120-468-664（カスタマーセンター）（平日 10:00～18:00） |
| ホームページ | <a href="https://tmi.co.jp">https://tmi.co.jp</a>                            |
| 資本金    | 1 億円（資本準備金を含む）   |
| 株主     | ゼアーウィンスリーサービス株式会社（100%出資）  |
| 登録番号   | 関東財務局長（少額短期保険）第 106 号 令和 4 年（2022 年）3 月 25 日                                 |
| 営業開始日  | 2022 年 5 月 16 日  |

### 3. 沿革（2023 年 3 月 31 日現在）

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 2021 年 6 月 | 少額短期保険業の準備会社としてゼアー少短設立準備株式会社を設立     |
| 2022 年 3 月 | 少額短期保険業者として登録<br>ゼアー少額短期保険株式会社に社名変更 |
| 2022 年 5 月 | 保険業界初のタイヤ単独損害を補償する「あんしん！タイヤ保険」を発売   |

### 4. 役員（2023 年 3 月 31 日現在）

| 役職       | 氏名    | 兼任の状況など                   |
|----------|-------|---------------------------|
| 代表取締役    | 松岡 祥平 | —                         |
| 取締役      | 志水 豊明 | ゼアーウィンスリーサービス株式会社 取締役（兼任） |
| 取締役（非常勤） | 前澤 周平 | ゼアーウィンスリーサービス株式会社 代表取締役会長 |
| 取締役（非常勤） | 一戸 翼  | ゼアーウィンスリーサービス株式会社 代表取締役社長 |
| 監査役（非常勤） | 江連 豊  | 株式会社アスタリスク 代表取締役          |

5. 株主・株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数 10,000株

発行済株式の総数 500株

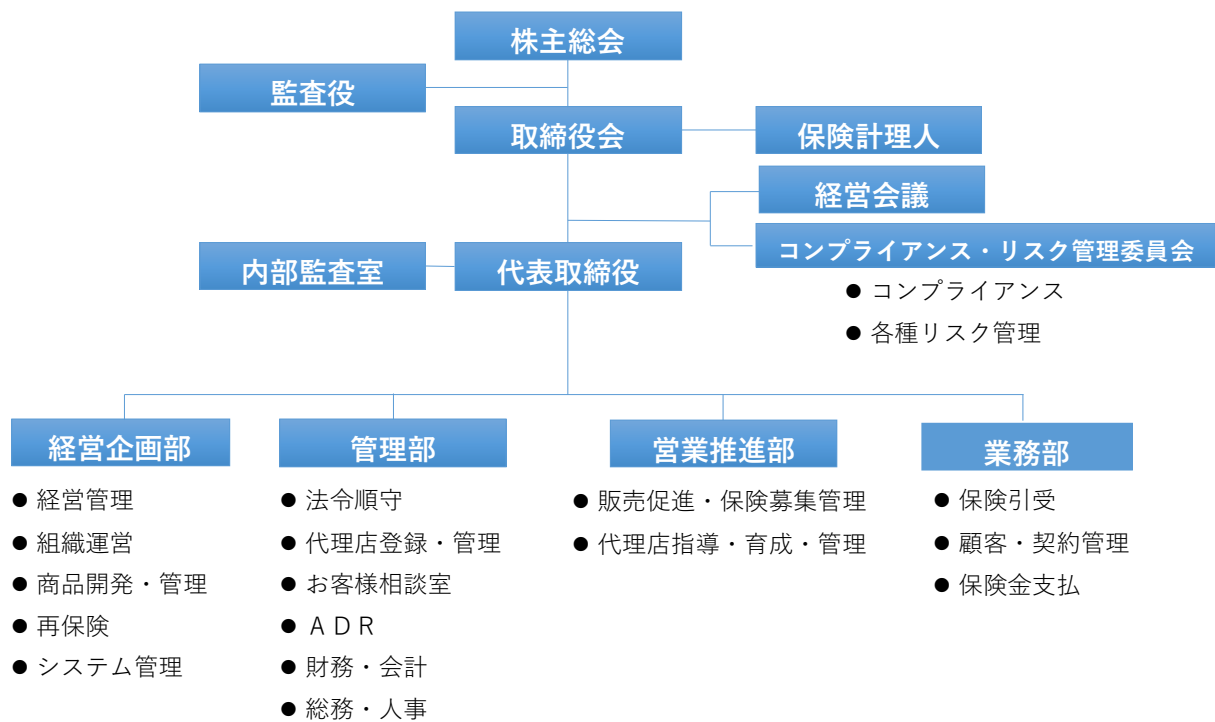
(2) 当年度末株主数

1名

(3) 主要な株主の状況

| 株主の氏名又は名称         | 持株数等 | 持株比率 |
|-------------------|------|------|
| ゼアーウィンスリーサービス株式会社 | 500株 | 100% |

6. 当社の組織 (2023年3月31日現在)



## 7. 経営理念

世の中に「便利・喜び・感動」を与える保険・サービスを創造します

## 8. 行動指針

少額短期保険という事業を通じ、

- ・常識にとらわれない発想で
- ・かゆいところに手が届く
- ・不満・不安を解消する
- ・幸せ・希望を創出する
- ・お客様・社会にとって必要とされ期待され、それに応え続ける 存在になります。

## 9. 社名・ロゴマークの由来

### ■社名について

- ・ゼアー (There)・・・単語では成り立たない言葉、つまり会社・社員が社会の一部であることを表し、そして会社・社員は社会のためになることを存在意義としていることを表現しています。
- ・英語表記「Mini Insurance」・・・「少額短期保険」について、直訳の「Small amount and Short term」を使わず、通称として親しまれている「ミニ保険」を用いています。

### ■ロゴマークについて



There Mini Insurance



There Mini Insurance

- ・小さなドットの集合体が「少額短期保険＝小が集まり、大きな効果を生むもの」を表現します。
- ・右肩上がりになることで、明るい未来・希望の創造・不安の解消を表現します。
- ・青は誠実・安心を、赤は情熱・パワーを表現し、用途に応じて使い分けます。

## II. 主要な業務の内容

- ・主要事業：少額短期保険業（登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第106号）
- ・主要事業以外に行う事業：なし
- ・引受保険商品：タイヤ単独損害費用保険（通称：あんしん！タイヤ保険）



### Ⅲ. 主要指標

#### 1. 事業の概況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の断続的な影響がありながらもワクチン接種が進んだことに伴い、徐々に経済活動の正常化に向けた動きがみられました。他方、個人消費の低迷やロシアのウクライナ進行に起因する資源化価格の高騰などにより、今後も依然として経済の先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

このような事業環境の中、当社は2022年5月16日より営業を開始し、保険業界初となるタイヤを補償する少額短期保険「あんしん！タイヤ保険（正式名称：タイヤ単独損害費用保険）」を販売開始しました。本商品は、保険業界初となる「タイヤの単独事故」を補償する費用保険であり、特長として「1本のタイヤ事故でも新品タイヤ最大4本の購入費用」を補償するものとなっています。

例えば、1本のタイヤがパンクしたとき、その1本だけ新品に交換しても、残り3本の溝が減っていたらとてもバランスが悪くなり、逆に危険です。パンクしたタイヤは1本でも4本交換が推奨されます。しかし、自動車保険では車両保険を付けていたとしてもタイヤだけの損害は補償されません。こういった不足感を解消すべく生まれたのが「あんしん！タイヤ保険」です。

この保険の普及によって、タイヤを交換していれば起き得なかった事故の削減に繋がり、二次的な社会貢献に繋がることを期待しています。

事業開始後、委託代理店を中心に販売活動を行い、当期末における保有件数は222件、保険金支払件数は21件となりました。なお、当社は支払保険金の一定割合について再保険会社が負担する比例再保険契約を締結しています。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,587千円、経常損失38,436千円、当期純損失38,617千円となりました。また、保険金等支払能力を示す指標となる「ソルベンシー・マージン比率」は20,471.0%となっており、十分な支払能力を有しております。

事業開始後1年目につき、十分な収入保険料に至っていないため、契約件数の拡大が引き続き最重要課題となっています。健全な財源を確保しつつ、事業拡大に努めて参ります。

## 2. 直近の3事業年度における主要指標

|                  | 2020年度 | 2021年度  | 2022年度  |
|------------------|--------|---|---|
| 経常収益             | －      | 0千円   | 3,481千円   |
| 経常費用             | －      | 12,378千円  | 41,917千円  |
| 経常損益             | －      | △12,378千円   | △38,436千円   |
| 当期純損益            | －      | △12,513千円   | △38,617千円   |
| 資本金<br>(発行済株式総数) | －      | 100,000千円<br>(500株)   | 100,000千円<br>(500株)   |
| 保険業法上の純資産額       | －      | 87,487千円  | 48,878千円  |
| 総資産              | －      | 88,311千円  | 51,534千円  |
| 純資産額             | －      | 87,487千円  | 48,870千円  |
| 責任準備金等残高         | －      | －   | 107千円   |
| 有価証券残高           | －      | 0千円   | 0千円   |
| ソルベンシー・マージン比率    | －      | －   | 20,471.0%   |
| 配当性向             | －      | －   | 0%  |
| 従業員数             | －      | 計12名<br>(内訳)<br>常勤役員 4名<br>非常勤役員 1名<br>非常勤監査役 1名<br>常勤従業員 5名<br>非常勤従業員 1名 | 計11名<br>(内訳)<br>常勤役員 2名<br>非常勤役員 2名<br>非常勤監査役 1名<br>常勤従業員 5名<br>非常勤従業員 1名 |
| 正味収入保険料の額        | －      | 0千円   | 290千円   |

## 3. 直近の2事業年度における他の主要指標

### (1) 正味収入保険料

|      | 2021年度 | 2022年度 |
|------|--------|--------|
| 費用保険 | －      | 290千円  |

※正味収入保険料＝元受収入保険料（下記（2））－（再保険料－再保険戻入金－その他再保険収入）

### (2) 元受収入保険料

|      | 2021年度 | 2022年度 |
|------|--------|--------|
| 費用保険 | －      | 967千円  |

※元受収入保険料＝（保険料－解約戻入金－その他戻入金）

### (3) 支払再保険料

|      | 2021年度 | 2022年度 |
|------|--------|--------|
| 費用保険 | －      | 677千円  |

(4) 保険引受利益

|      | 2021 年度 | 2022 年度    |
|------|---------|------------|
| 費用保険 | —       | △39,329 千円 |

※保険引受利益＝その他経常利益を除く収益－事業費

(5) 正味支払保険金

|      | 2021 年度 | 2022 年度 |
|------|---------|---------|
| 費用保険 | —       | 535 千円  |

※正味支払保険金＝元受支払保険金（下記（6））－回収再保険金（下記（7））

(6) 元受支払保険金

|      | 2021 年度 | 2022 年度  |
|------|---------|----------|
| 費用保険 | —       | 1,782 千円 |

※元受支払保険金＝支払保険金＋支払給付金

(7) 回収再保険金

|      | 2021 年度 | 2022 年度  |
|------|---------|----------|
| 費用保険 | —       | 1,247 千円 |

(8) 契約者配当金

|      | 2020 年度 | 2021 年度 |
|------|---------|---------|
| 費用保険 | —       | 0 千円    |

(9) 正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率

|      | 2021 年度 |        |       | 2022 年度 |           |           |
|------|---------|--------|-------|---------|-----------|-----------|
|      | 正味損害率   | 正味事業費率 | 正味合算率 | 正味損害率   | 正味事業費率    | 正味合算率     |
| 費用保険 | —       | —      | —     | 184.2%  | 13,429.4% | 13,613.6% |

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

正味事業費率＝（事業費－再保険手数料）÷正味収入保険料

正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(10) 元受損害率及び元受事業比率並びにその合算率

|      | 2021 年度 |        |       | 2022 年度 |          |          |
|------|---------|--------|-------|---------|----------|----------|
|      | 元受損害率   | 元受事業費率 | 元受合算率 | 元受損害率   | 元受事業費率   | 元受合算率    |
| 費用保険 | —       | —      | —     | 184.2%  | 4,067.3% | 4,251.5% |

※元受損害率＝元受支払保険金÷元受収入保険料

元受事業費率＝事業費÷元受収入保険料

元受合算率＝元受損害率＋元受事業費率



(11) 再保険会社に関する情報

①再保険を引き受けた保険会社等（出再先再保険会社）の数

|      |    | 2021 年度 | 2022 年度 |
|------|----|---------|---------|
| 費用保険 | 国内 | －       | 0 社     |
|      | 海外 | －       | 1 社     |
|      | 計  | －       | 1 社     |

②出再先再保険会社の格付け、格付機関および再保険料の割合

| 格付  | 格付機関 | 再保険料割合 |
|-----|------|--------|
| AA- | S&P  | 100%   |

(12) 収受していない再保険金の額

|      | 2021 年度 | 2022 年度 |
|------|---------|---------|
| 費用保険 | －       | 475 千円  |

(13) 支払備金の額及び責任準備金の額

|      | 2021 年度 |       | 2022 年度 |       |
|------|---------|-------|---------|-------|
|      | 支払備金    | 責任準備金 | 支払備金    | 責任準備金 |
| 費用保険 | －       | －     | 42 千円   | 66 千円 |

(14) 利益準備金及び任意積立金の額

|      | 2021 年度 |       | 2022 年度 |       |
|------|---------|-------|---------|-------|
|      | 利益準備金   | 任意積立金 | 利益準備金   | 任意積立金 |
| 費用保険 | －       | －     | 0 千円    | 0 千円  |

(15) 損害率の上昇に対する経常利益の減少額【発生損害率が1%上昇すると仮定した場合】

|      | 2021 年度 | 2022 年度 |
|------|---------|---------|
| 費用保険 | －       | 2 千円    |

※経常利益の減少額＝支払保険金の増加額＝当期正味既経過保険料×1%

(16) 資産運用の状況

|       | 2021 年度   |        | 2022 年度   |        |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|
|       | 金額        | 構成比    | 金額        | 構成比    |
| 現預金   | 87,237 千円 | 98.8%  | 40,572 千円 | 78.7%  |
| 金銭信託  | －         | －      | －         | －      |
| 有価証券  | －         | －      | －         | －      |
| 運用資産計 | 87,237 千円 | 98.8%  | 40,572 千円 | 78.7%  |
| 総資産   | 88,312 千円 | 100.0% | 51,534 千円 | 100.0% |

※運用資産計＝預貯金＋金銭信託＋有価証券

(17) 利益配当収入の額及び運用利回り

|      | 2021 年度 |        | 2022 年度 |        |
|------|---------|--------|---------|--------|
|      | 金額      | 利回り    | 金額      | 利回り    |
| 現預金  | 1 千円    | 0.001% | 1 千円    | 0.001% |
| 金銭信託 | —       | —      | —       | —      |
| 有価証券 | —       | —      | —       | —      |
| 小計   | 1 千円    | 0.001% | 1 千円    | 0.001% |
| その他  | —       | —      | —       | —      |
| 合計   | 1 千円    | 0.001% | 1 千円    | 0.001% |

※利回り = 利益配当収入 ÷ {(年始現預金 + 年末現預金 - 利息配当収入) ÷ 2} %

(18) 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

(19) 保有有価証券の利回り

該当ありません。

(20) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

4. 直近の2事業年度における責任準備金の残高

(1) 2021 年度

|      | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 契約者配当準備金 | 合計 |
|------|---------|---------|----------|----|
| 費用保険 | —       | —       | —        | —  |

(2) 2022 年度

|      | 普通責任準備金 | 異常危険準備金 | 契約者配当準備金 | 合計    |
|------|---------|---------|----------|-------|
| 費用保険 | 57 千円   | 9 千円    | 0 千円     | 66 千円 |

(3) 用語の説明

- ①普通責任準備金 次年度以降の保険金支払に対応する保険料等を積み立てる金額
- ②異常危険準備金 通常の子測を超えるような大災害による保険金支払に備えて積み立てる金額
- ③契約者配当準備金 契約者配当金の支払に備えて積み立てる金額

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する指標

(1) 貸借対照表 (単位: 千円)

| 資産の部                |         |         |         |
|---------------------|---------|---------|---------|
|                     | 2021 年度 | 2022 年度 | 増減      |
| 現金・預金               | 87,237  | 40,572  | △46,665 |
| 金銭信託                | 0       | 0       | 0       |
| 有価証券                | 0       | 0       | 0       |
| 有形固定資産              | 150     | 52      | △98     |
| 無形固定資産              | 0       | 0       | 0       |
| 代理店貸                | 0       | 0       | 0       |
| 再保険貸                | 0       | 661     | +661    |
| その他資産               | 925     | 248     | △677    |
| (うち保険業法第 113 条繰延資産) | 0       | 0       | 0       |
| 前払年金費用              | 0       | 0       | 0       |
| 繰延税金資産              | 0       | 0       | 0       |
| 再評価に係る繰延税金資産        | 0       | 0       | 0       |
| 供託金                 | 0       | 10,000  | +10,000 |
| 資産合計                | 88,312  | 51,534  | △36,778 |
| 負債の部                |         |         |         |
|                     | 2021 年度 | 2022 年度 | 増減      |
| 保険契約準備金             | 0       | 107     | +107    |
| (うち支払備金)            | 0       | 42      | +42     |
| (うち責任準備金)           | 0       | 66      | +66     |
| 代理店借                | 0       | 44      | +44     |
| 再保険借                | 0       | 338     | +338    |
| 短期社債                | 0       | 0       | 0       |
| 社債                  | 0       | 0       | 0       |
| 新株予約券付社債            | 0       | 0       | 0       |
| その他負債               | 825     | 2,176   | +1,351  |
| 退職給付金引当金            | 0       | 0       | 0       |
| 役員退職慰労引当金           | 0       | 0       | 0       |
| その他の引当金             | 0       | 0       | 0       |
| 価格変動準備金             | 0       | 0       | 0       |
| 繰延税金負債              | 0       | 0       | 0       |
| 再評価に係る繰延税金負債        | 0       | 0       | 0       |
| 負債合計                | 825     | 2,665   | +1,840  |
| 純資産の部               |         |         |         |
|                     | 2021 年度 | 2022 年度 | 増減      |
| 株主資本合計              | 87,487  | 48,870  | △38,617 |

|              |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
| [資本金]        | 50,000  | 50,000  | 0       |
| [新株式申込証拠金]   | 0       | 0       | 0       |
| [資本剰余金]      | 50,000  | 50,000  | 0       |
| （うち資本準備金）    | 50,000  | 50,000  | 0       |
| [利益剰余金]      | △12,513 | △51,130 | △38,617 |
| （うち利益準備金）    | 0       | 0       | 0       |
| （うち繰越利益剰余金）  | △12,513 | △51,130 | △38,617 |
| [自己株式]       | 0       | 0       | 0       |
| [自己株式申込証拠金]  | 0       | 0       | 0       |
| その他有価証券評価差額金 | 0       | 0       | 0       |
| 繰延ヘッジ損益      | 0       | 0       | 0       |
| 土地再評価差額金     | 0       | 0       | 0       |
| 評価・換算差額等合計   | 0       | 0       | 0       |
| 株式引受権        | 0       | 0       | 0       |
| 新株予約権        | 0       | 0       | 0       |
| 純資産合計        | 87,487  | 48,870  | △38,617 |
| 負債・純資産合計     | 88,312  | 51,534  | △36,778 |

## (2) 損益計算書 (単位: 千円)

|                        | 2021 年度 | 2022 年度 | 増減      |
|------------------------|---------|---------|---------|
| <b>【経常収益】</b>          | 4       | 3,480   | +3,476  |
| 保険料等収入                 | 0       | 2,587   | +2,587  |
| 保険料                    | 0       | 967     | +967    |
| 再保険収入                  | 0       | 1,620   | +1,620  |
| 回収再保険金                 | 0       | 1,247   | +1,247  |
| 再保険手数料                 | 0       | 372     | +372    |
| 再保険返戻金                 | 0       | 0       | 0       |
| 支払備金戻入額                | 0       | 0       | 0       |
| 責任準備金戻入額               | 0       | 0       | 0       |
| 資産運用収益                 | 1       | 1       | 0       |
| 利息及び配当金収入              | 1       | 1       | 0       |
| 預貯金利息                  | 1       | 1       | 0       |
| その他利息配当金               | 0       | 0       | 0       |
| その他の運用収益               | 0       | 0       | 0       |
| その他の経営収益               | 3       | 893     | +890    |
| <b>【経常費用】</b>          | 12,518  | 41,990  | +29,472 |
| 保険金等支払金                | 0       | 2,459   | +2,459  |
| 保険金                    | 0       | 1,782   | +1,782  |
| 解約返戻金                  | 0       | 0       | 0       |
| その他返戻金                 | 0       | 0       | 0       |
| 契約者配当金                 | 0       | 0       | 0       |
| 再保険料                   | 0       | 677     | +677    |
| 責任準備金等繰入額              | 0       | 107     | +107    |
| 支払備金繰入額                | 0       | 42      | +42     |
| 責任準備金繰入額               | 0       | 66      | +66     |
| 事業費                    | 12,383  | 38,900  | +26,517 |
| 営業費及び一般管理費             | 11,672  | 38,316  | +26,644 |
| 税金                     | 710     | 584     | △126    |
| 減価償却費                  | 0       | 0       | 0       |
| その他経常費用                | 0       | 450     | +450    |
| <b>【経常利益 (損失)】</b>     | △12,378 | △38,436 | △26,058 |
| 特別利益                   | 0       | 0       | 0       |
| 特別損失                   | 0       | 0       | 0       |
| <b>【税引前当期純利益 (損失)】</b> | △12,378 | △38,436 | △26,058 |
| 法人税及び住民税               | 135     | 181     | +46     |
| 法人税等合計                 | 135     | 181     | +46     |
| 当期純利益 (純損失)            | △12,513 | △38,617 | △26,104 |

(3) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）（単位：千円）

ソルベンシー・マージン比率を計算するための項目および該当数字は以下のとおりです。

|  | 2021 年度 | 2022 年度   | 増減         |
|--|---------|-----------|------------|
| (1)ソルベンシー・マージン総額                         | 87,487  | 48,878    | △38,609    |
| ①純資産の部合計                                 | 87,487  | 48,870    | △38,617    |
| ②価格変動準備金                                 | 0       | 0         | 0          |
| ③異常危険準備金                                 | 0       | 9         | +9         |
| ④一般貸倒引当金                                 | 0       | 0         | 0          |
| ⑤その他有価証券の評価差額                            | 0       | 0         | 0          |
| ⑥土地含み損益                                  | 0       | 0         | 0          |
| ⑦契約者配当準備金の一部                             | 0       | 0         | 0          |
| ⑧将来利益                                    | 0       | 0         | 0          |
| ⑨税効果相当額                                  | 0       | 0         | 0          |
| ⑩負債性資本調達手段等                              | 0       | 0         | 0          |
| 告示（第14号）第2条第3<br>項第5号イに掲げるもの             | 0       | 0         | 0          |
| 告示（第14号）第2条第3<br>項第5号ロに掲げるもの             | 0       | 0         | 0          |
| ⑪控除項目（－）                                 | 0       | 0         | 0          |
| (2)リスクの合計額<br>$\sqrt{[R1^2+R2^2]+R3+R4}$ | 0       | 478       | +478       |
| 保険リスク相当額                                 | 0       | 196       | +196       |
| R1 一般保険リスク相当額                            | 0       | 196       | +196       |
| R4 巨大災害リスク相当額                            | 0       | 0         | 0          |
| R2 資産運用リスク相当額                            | 0       | 415       | +415       |
| 価格変動リスク相当額                               | 0       | 0         | 0          |
| 信用リスク相当額                                 | 0       | 406       | +406       |
| 子会社等リスク相当額                               | 0       | 0         | 0          |
| 再保険リスク相当額                                | 0       | 3         | +3         |
| 再保険回収リスク相当額                              | 0       | 7         | +7         |
| R3 経営管理リスク相当額                            | 0       | 18        | +18        |
| ソルベンシー・マージン比率<br>(1)/{1/2×(2)}×100       | -       | 20,471.0% | +20,471.0% |

### 【ソルベンシー・マージン比率とは】

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の前測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の前測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（左記の（B））に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額:左記の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（左記の（C））です。
- 「通常の前測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）： 保険事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
  - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の前測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）： 業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの
  - ④ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）： 通常の前測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(4) 有価証券又は金銭の信託に関する所得価格または契約価格、時価及び評価損益について該当ありません。

(5) 株主資本等変動計算書 (単位：千円)

①2021 年度

|         | 株主資本   |           |                 |                                     |                 |            | 純資産<br>合計 |
|---------|--------|-----------|-----------------|-------------------------------------|-----------------|------------|-----------|
|         | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                               |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|         |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益<br>剰余金<br>繰越<br>利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高   | 0      | 0         | 0               | 0                                   | 0               | 0          | 0         |
| 当期変動額   |        |           |                 |                                     |                 |            |           |
| 新株の発行   | 50,000 | 50,000    | 50,000          |                                     |                 | 100,000    | 100,000   |
| 当期純損失   |        |           |                 | △12,513                             | △12,513         | △12,513    | △12,513   |
| 当期変動額合計 | 50,000 | 50,000    | 50,000          | △12,513                             | △12,513         | 87,487     | 87,487    |
| 当期末残高   | 50,000 | 50,000    | 50,000          | △12,513                             | △12,513         | 87,487     | 87,487    |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

|                 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-----------------|--------|---------|---------|--------|
| 普通株式<br>(発行済株式) | 0 株    | 500 株   | 0 株     | 500 株  |

②2022 年度

|         | 株主資本   |           |                 |                                     |                 |            | 純資産<br>合計 |
|---------|--------|-----------|-----------------|-------------------------------------|-----------------|------------|-----------|
|         | 資本金    | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金                               |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|         |        | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益<br>剰余金<br>繰越<br>利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高   | 50,000 | 50,000    | 50,000          | △12,513                             | △12,513         | 87,487     | 87,487    |
| 当期変動額   |        |           |                 |                                     |                 |            |           |
| 新株の発行   |        |           |                 |                                     |                 |            |           |
| 当期純損失   |        |           |                 | △38,617                             | △38,617         | △38,617    | △38,617   |
| 当期変動額合計 |        |           |                 | △38,617                             | △38,617         | △38,617    | △38,617   |
| 当期末残高   | 50,000 | 50,000    | 50,000          | △51,130                             | △51,130         | 48,870     | 48,870    |



(株主資本等変動計算書に関する注記)

|                 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-----------------|--------|---------|---------|--------|
| 普通株式<br>(発行済株式) | 500 株  | 0 株     | 0 株     | 500 株  |

(6) キャッシュ・フロー計算書 (間接法による表示) (単位: 千円)

|                         | 2021 年度 | 2022 年度 |
|-------------------------|---------|---------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        |         |         |
| 税引前当期純利益                | △12,378 | △38,436 |
| 減価償却費                   | 0       | 0       |
| 保険業法第 113 条繰延資産償却費      | 0       | 0       |
| 支払備金の増減額                | 0       | 42      |
| 責任準備金の増減額               | 0       | 66      |
| 代理店貸借の増減額               | 0       | 44      |
| 再保険貸借の増減額               | 0       | △323    |
| その他資産の増減額               | △625    | 636     |
| その他負債の増減額               | 690     | 1,441   |
| 小計                      | △12,313 | △36,530 |
| 法人税等の支払額                | 0       | △135    |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー        | △12,313 | △36,665 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        |         |         |
| 有形固定資産の取得による支出          | 0       | 0       |
| 有価証券の売却・償還による収入         | 0       | 0       |
| 保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出 | 0       | 0       |
| 供託金の供託による支出             | 0       | △10,000 |
| その他                     | △450    | 0       |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー        | △450    | △10,000 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        |         |         |
| 株式の発行による収入              | 100,000 | 0       |
| その他                     | 0       | 0       |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー        | 100,000 | 0       |
| 現金及び現金同等物の増減額           | 87,237  | △46,665 |
| 現金及び現金同等物期首残高           | 0       | 87,237  |
| 現金及び現金同等物期末残高           | 87,237  | 40,572  |

## IV. 運営に関する事項

### 1. リスク管理について

#### (1) リスク管理基本方針

- ・当社ゼア一少額短期保険株式会社は、リスク管理を最重要課題の一つと認識しています。少額短期保険業務の健全性並びに適切性の維持・確保を目的に、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し不測の損失を回避する態勢を構築するため、「リスク管理基本方針」を定めます。
- ・当社では、業務遂行に伴う様々なリスクを管理するための専門的な社内組織を設置し、リスク管理のための態勢や方法の研究を行うとともに、統合的にリスクを管理します。
- ・主要なリスクについてはその管理の重要性を鑑み、各々のリスクについてリスク管理規程を策定し、リスクの的確な把握と損害の軽減などの適切な対応を行います。
- ・リスク管理状況に関する定期的なモニタリングにより改善を図り、適切なリスク管理を行うための人材の育成と配置について注力します。

#### (2) リスク管理体制

当社ではリスクを以下に分類し、それぞれ経営企画部が統括して管理を行っています。

##### ①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率が、保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社経営企画部は、保険引受リスクの管理に際しては、保険計理人の意見を十分に勘案し、また保険計理人は、リスク管理上若しくは保険契約者等の保護の観点から問題あると判断した場合、コンプライアンス・リスク管理委員会並びに取締役会に報告を行います。

##### ②流動性リスク

流動性リスクとは、「資金繰りリスク」（財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）および「市場流動性リスク」（市場の混乱等により市場において取引ができず、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク）をいいます。

当社経営企画部は、流動性リスクを管理し、取締役会はこれを十分にコントロールできているか検証を行います。

##### ③事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員、代理店及び外部委託先が正確な事務を怠り、あるいは事故・不正等を起こす、あるいは外部委託先の倒産等により保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社経営企画部は、各部門の決裁権限や取扱要領・事務マニュアル等の整備状況を把握するとともに、必要に応じて部門責任者に対して整備・改訂の指示を行います。

#### ④システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備、またはコンピュータの不正利用により顧客や当社が損失を被るリスクをいいます。

当社経営企画部は、情報資産の保護、管理体制、システム監査、教育・周知、外部委託、それぞれのフェーズにおいて基本方針を定め、これを管理します。

#### (3) 事業継続計画（BCP）について

当社は、大規模自然災害の発生や新型コロナウイルスの発症といった緊急時において、役員及び従業員（以下、社員）とその家族の生命と安全を優先的に確保しながら、事業の継続及び早期の復旧を実現することを目的に、事業継続計画（BCP）を策定しています。

当社では全ての顧客データおよび機関システム運用を大手クラウドサービス利用により外部サーバーに保存しており、大規模災害による顧客データの喪失リスクやシステム不具合発生リスクは極めて小さいものです。

また、在宅勤務（テレワーク）環境も整備しており、大規模災害時や新型コロナウイルス蔓延による緊急事態宣言発令時等の状況下においても、早期に事業再開・継続できるものとなっております。

この計画・取組が評価され、経済産業省より「事業継続力強化計画認定業者」として、令和3年度に認定を受けています。



## 2. 再保険について

#### (1) 再保険契約方針

当社は、保険引受リスク管理規程に則り、取締役会で決議のうえ再保険会社の選定および再保険契約を取り交わすこととしています。

#### (2) 受再保険会社について

当社は、海外の再保険会社1社（信用格付機関スタンダード&プアーズによる評価 AA-）と、比例再保険契約を取り交わしています。

### 3. コンプライアンス

#### (1) コンプライアンス基本方針

当社ゼアー少額短期保険株式会社は、お客さまはもとより社会の皆さまからの信頼を確立するため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社の役職員や代理店をはじめ当社の業務に関わるすべての者が関係法令等の遵守、社会的規範・倫理に基づき、誠実かつ公正な行動に努めてまいります。

少額短期保険業の高度な社会的責任と公共的使命を果たすため、以下のコンプライアンス基本方針を定め、法令やルールに基づく健全かつ適正な事業活動を行ってまいります。

##### ①関係法令等の厳格な遵守

保険業法等の法令や業務遂行に関連する社内規範等についてその目的を理解し、厳格に遵守します。また、著作権、商標権、特許権等の知的財産権を尊重し、権利侵害の防止に十分留意します。

##### ②適法・公正な取引の確立

あらゆるお客さまに対して公平に接し、不公正な取引は行いません。適正な保険募集や保険金支払いに努め、業務上の地位を利用した不当な金品の授受、社会通念上不相当な接待や贈答は受けません。

##### ③社会との適正な関係

人権を尊重し、人種や国籍、性別、年齢、思想、宗教、障害の有無等による非合理的な差別やハラスメント行為を行いません。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然と対応し、不正、不当な要求には一切応じません。

##### ④適切な情報管理

業務上入手した情報は関係法令や業務上の諸規則等に則り安全かつ適切に管理します。また、当社の財務内容や事業活動の状況等の経営情報は積極的かつ公正な開示に努めます。

##### ⑤経営上の責務

経営陣はこの「コンプライアンス基本方針」に基づくコンプライアンスの実践が自らの責務であることを認識して率先垂範するとともに、周知徹底と遵守のための指導に努めます。また、コンプライアンスが徹底される態勢の整備や改善に不断に取り組みます。

#### (2) コンプライアンス・プログラム

当社では、コンプライアンス基本方針の実践にあたり、コンプライアンス・プログラムを策定し、2022年度よりPDCAサイクルによる実行・振り返りを行います。

### 4. 個人情報保護について

#### (1) 個人情報保護方針

ゼアー少額短期保険株式会社（以下、当社）は、お客様から信頼いただける少額短期保険会社を目指すため、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であると認識し、個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、お客様の個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

①個人情報保護の重要性を社員一同が認識し、当社の事業目的を遂行する範囲内で、適正かつ公正な手段によって、これを取得、利用及び提供します。また、個人情報の目的外利用については一切これを行いません。目的外利用の必要が生じた場合、新たな利用目的の再同意を得たうえで利用しま

す。

- ②個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人情報を誠実に取り扱います。また、法令等を常に把握することに努め、当社事業に従事する役員・従業員及び個人情報を取り扱う委託先（以下、「従業員等」という。）に周知し遵守いたします。
- ③個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の危険に対し、技術面及び組織面において合理的な安全対策、防止措置を講じます。また、定期的な点検を実施し、発見された違反、事件及び事故に対して、速やかにこれを是正するとともに、弱点に対する予防措置を実施します。従業員等には安全に関する教育を徹底いたします。
- ④弊社の個人情報の取扱いに関する苦情及び相談については、受け付け次第、適切かつ迅速な対応をいたします。また、その体制及び手順については確立・整備を行い、常に適切に対応できる体制を維持していきます。
- ⑤個人情報を適正に利用し、またその保護を徹底するために、内部規程順守状況を監視及び監査し、違反、事件、事故及び弱点の発見に努め、経営者による見直しを実施します。これを管理策及び内部規程に反映することで継続的に個人情報の管理体制を見直し、改善していきます。

## （２）個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

ゼアー少額短期保険株式会社（以下、当社）は個人情報について、次のとおりに取扱います。

## 個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

### 1. 利用目的について

当社は、以下の目的の達成に必要な範囲内において個人情報を利用いたします。

| 個人情報の種類              | 個人情報の利用目的   |
|----------------------|---|
| 保険契約者の個人情報           | (1) 保険引受の判断<br>(2) 本契約の管理・履行、付帯サービスの提供<br>(3) 他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供<br>(4) アンケートの依頼                  |
| 採用応募者の個人情報           | (1) 書類審査<br>(2) 面接<br>(3) 採用選考<br>(4) 応募者への連絡・問合せ   |
| 従業員の個人情報             | (1) 当社業務実施のため<br>(2) 人事労務管理及び健康管理のため<br>(3) 社会保険その他各種手続きのため<br>(4) 給与支払等の社内事務処理のため<br>(5) その他社内サービスの提供のため |
| お問い合わせいただいた方の個人情報    | (1) お問い合わせへの対応のため   |
| プライバシーマークの運用に関する個人情報 | (1) プライバシーマークの運用管理のため   |

### 2. 個人情報の第三者への提供

ご提供頂いた個人情報は、本人の同意を得た上で、以下の通り第三者に提供されることがあります。  
(再保険引受会社等への提供)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 第三者に提供する目的         | 再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険支払等に利用するため                |
| 提供する個人情報の項目        | 証券番号、保険期間、保険金額、保険料、タイヤ情報、車両情報、使用目的、事故内容、支払保険金額 |
| 提供の手段又は方法          | 書面又は電子データ                                      |
| 提供を受ける者の組織の種類、及び属性 | 再保険引受会社等                                       |
| 取扱いに関する契約          | 再保険契約  |

### 3. 個人情報の共同利用

ご提供頂いた個人情報は、本人の同意を得た上で、以下の通り共同して利用いたします。

#### (1) 支払時情報交換制度による共同利用

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 共同して利用する者の範囲 | 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者など |
|--------------|-------------------------------|

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 共同して利用される個人情報の項目      | 氏名、住所、生年月日、事故内容、支払保険金額                             |
| 共同して利用する者の利用目的        | 契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするため                 |
| 共同利用する個人データ管理に責任を有する者 | 一般社団法人日本少額短期保険協会<br>東京都中央区八丁堀三丁目12番8号HF八丁堀ビルディング2F |
| 取得方法                  | 電子データより、本人から直接取得                                   |

(2) 当社グループ内での共同利用

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 共同して利用する者の範囲          | (1) ゼアー少額短期保険株式会社<br>(2) ゼアーウィンスリーサービス株式会社<br>(3) 株式会社 MIRAILABS |
| 共同して利用される個人情報の項目      | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、自動車情報、タイヤ情報、事故情報                              |
| 共同して利用する者の利用目的        | 取得の際に本人より同意を得た利用目的及び前記の1で公表している利用目的                              |
| 共同利用する個人データ管理に責任を有する者 | ゼアー少額短期保険株式会社 代表取締役 松岡 祥平<br>東京都港区虎ノ門1-16-16 虎ノ門1丁目MGビル8階        |
| 取得方法                  | 書面又は電子データより、本人から直接取得   |

(3) 募集人のコンプライアンス教育を目的とした少短協会 e-ラーニング利用による共同利用

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 共同して利用する者の範囲          | 一般社団法人日本少額短期保険協会  |
| 共同して利用される個人情報の項目      | ①代理店の商号、名称、氏名<br>②代理店登録番号<br>③募集人氏名<br>④募集人生年月日   |
| 共同して利用する者の利用目的        | 委託契約等にある代理店募集人のコンプライアンス教育   |
| 共同利用する個人データ管理に責任を有する者 | 一般社団法人日本少額短期保険協会<br>会長 渡邊 圭介<br>東京都中央区八丁堀三丁目12番8号HF八丁堀ビルディング2F<br>詳細につきましては以下のリンクをご覧ください<br><a href="http://policy.pdf(shougakutanki.jp)">policy.pdf (shougakutanki.jp)</a> |
| 取得方法                  | 電子データより、本人から直接取得  |

4. 個人情報を取り扱う業務の委託

当社は、個人情報を取り扱う業務のすべてまたは一部を第三者に委託することがあります。

この場合は、当社の委託先管理規定に基づき厳正な調査を行い、委託先を決定します。また、委託後も個人情報の安全管理が遂行されるよう定期的に管理・検討いたします。

5. 個人データの安全管理のために講じた措置について

(1) 個人情報保護方針の策定

個人情報の適正な取扱いの確保のため、個人情報保護方針を策定します。

(2) 個人データの取扱いに係る規程の整備

取扱いの各局面（個人情報の取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄）において、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等を定めた「個人情報保護規程」を策定しています。

(3) 組織的安全管理措置

個人情報の取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人情報を取り扱う従業員および個人情報の範囲を明確にしています。

個人データの取扱状況について、定期的に日常業務での個人情報の取扱いの点検を実施するとともに、内部監査計画書に基づき計画的に内部監査を実施しています。

(4) 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施しています。また、従業員の入社時及び退職時に「秘密保持に関する誓約書」を提出させています。

(5) 物理的安全管理措置

個人情報を取扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止する措置を実施しています。

(6) 技術的安全管理措置

アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報等の範囲を限定しています。

6. 個人情報の開示等の請求又は、苦情受付について

(1) 当社は保有する開示対象個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）の依頼があった場合、遅滞なく対応いたします。

(2) 請求手続きの詳細につきましては、以下の問合せ窓口までお電話にてお問い合わせください。ご本人及び代理人の方のご本人確認をさせていただいたうえで、対応させていただきます。なお、ご請求にあたりまして、当社規定の料金が発生する場合がございますので、ご了承ください。

(3) 個人情報保護に関する苦情やお問い合わせは、以下の問合せ窓口にお電話にてお願いいたします。

7. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

当社では、本人が認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。万一、上記のような個人情報の取得を行うときは、その旨を本人に通知し、同意を取った上で取得いたします。

8. 個人情報の取扱いに関する問合せ窓口について

問い合わせ窓口責任者 代表取締役 松岡 祥平

TEL:050-5211-4757（平日 10:00～18:00） E-Mail:info@tmi.co.jp

2022年3月25日制定

2022年6月28日改定



### (3) プライバシーマーク認定取得

当社は、2022年10月19日付で一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）よりプライバシーマーク（Pマーク）の認定を取得いたしました。

プライバシーマーク制度は、日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

当社は認定前より個人情報保護方針に則り、個人情報を安全・適切に管理するよう努めてまいりましたが、今後もプライバシーマーク認定事業者として、より一層個人情報を適切に取り扱う体制を維持し強化してまいります。

登録番号：第25000190（01）号

有効期間：2022年10月19日～2024年10月18日

指定審査機関：一般財団法人放送セキュリティセンター



## 5. 反社会的勢力に対する基本方針

当社ゼアール少額短期保険株式会社は、適切かつ健全な少額短期保険事業を行うにあたり、2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会において決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守するとともに、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

### (1) 一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および反社会的勢力により当社、役職員、代理店等関係者およびお客さま等が受ける被害防止の重要性を十分認識し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を遮断します。

### (2) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当な要求に対して、組織全体として対応を行い、役職員の安全の確保を最優先に行動します。

### (3) 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力に対しては、資金提供や事実を隠蔽するための裏取引、不適切・異例な便宜供与を一切行いません。

### (4) 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察や弁護士などの外部専門機関との連携体制の強化を図ります。

### (5) 有事における民事および刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当な要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を積極的に行います。

## 6. 保険金支払管理方針

ゼアー少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、保険金のお支払いを少額短期保険業における最も重要な業務の1つと位置づけ、公平・公正な保険金支払業務の迅速かつ適切な遂行を徹底し、お客様の満足度の向上を目指します。

保険金等のお支払い手続きに関するご案内やお支払いの可否に関するご説明等においては、お客様がご理解し、ご納得いただけるよう、平易かつ丁寧な言葉と誠実な姿勢での応対に努めてまいります。当社では、効率的な業務運営を実現すべく、保険金支払管理規程や保険金支払マニュアルを策定するとともに、社員教育やシステム面の改善を継続的に行うことにより、保険金支払業務の適切性を確保してまいります。

加えて、お客様のご期待を上回る高品質な対応・サービスの提供を目指すべく、お客様のご要望等を漏れなく把握して保険金支払業務の弛まぬ改善に努め、保険金支払管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

## 7. 顧客本位の業務運営方針

- 方針① お客様の声に真摯に耳を傾け、組織運営、商品・サービスの開発、およびこれらの改善に努めます。
- 方針② お客様への責任を果たすため、コンプライアンスを当然に徹底し、また個人としても組織としても日々研鑽し、企業価値の向上に努めます。
- 方針③ お客様に対し公平かつ誠実な運営を行うため、これらの取組を定期的に公表します。

（金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」との関係）

- ・原則1：顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等 ……当社方針③
- ・原則2：顧客の最善の利益の追求 ……当社方針①
- ・原則3：利益相反の適切な管理 ……当社方針②
- ・原則5：重要な情報の分かりやすい提供 ……当社方針②
- ・原則6：顧客にふさわしいサービスの提供 ……当社方針①
- ・原則7：従業員に対する適切な動機付けの枠組み等 ……当社方針②

※原則4 および投資性商品に関する事項（原則5注2・注4、原則6注1・注2・注4）については、当社の取引形態および取扱商品の特性に鑑み、方針の対象としておりません。

### 《各方針の取組状況》（2023年3月現在）

#### ◆方針①に関する取組状況

- ・お客様の声を活かし業務改善に努めます。

お客様の声について、発生原因や対応状況を確認し、原因分析、再発防止策の検証を行い、業務改善へ向けて迅速に対応することで、業務品質の向上に努めます。

#### ◆方針②に関する取組状況

- ・利益相反行為についての適切な管理を行います。

利益相反に関しては、社内規程（コンプライアンス・マニュアル）に基づいて、利益相反行為の適切な管理を行います。

- ・社員教育を徹底します。

社員一人一人に対し個別で研修を行い、経営理念、コンプライアンス、商品を理解させ、お客様本位の業務運営の浸透を図ります。

- ・代理店を支援し、適正な保険募集体制を整えます。

代理店が保険募集を行うにあたり、財務局に代理店登録・募集人届出された者のみが当社顧客管理システムにログインできるようにしております。

#### ◆方針③に関する取組状況

- ・顧客本位の業務運営方針に係る取組状況を定期的に公表し、その実践を通じて業務運営に関して、定期的に見直しを実施いたします。

## 8. 勧誘方針

当社ゼア一少額短期保険株式会社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品の販売等にあたり勧誘方針を次のとおり定め、適正な販売活動に努めて参ります。

### (1)法令等の遵守

保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。

### (2)適切な提案・勧誘

当社商品に関するお客様の知識や加入目的、資力の状況等を総合的に踏まえ、お客様のご意向と実情にあった適切な商品のご提案・勧誘に努めます。

インターネットによる保険販売においては、説明やご案内方法等におけるデザインを工夫して、お客様にご理解頂けるよう努めます。

また、保険商品をお勧めするにあたっては、同商品に関する重要事項をお客様に十分にご理解頂けるよう説明します。

### (3)お客様の権利保護

お客様に関する個人その他の情報については、その重要性を認識し、適正かつ厳正に管理して、お客様の権利保護に努めます。

### (4)適正な保険金支払い

万が一事故が発生した場合においては、ご契約の内容に従い、保険金支払い手続きを迅速かつ的確に処理するよう努めます。

### (5)お客様サービスの向上

お客様へのサービス向上を図るため、当社役職員や販売代理店等に対する教育・研修を充実させ、商品知識や関係法令の習得に努めます。

お客様からお寄せ頂いた貴重なご意見等を、今後の商品開発や改善、保険販売、お客様サービスに反映していくよう努めます。

9. 指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）について

当社は、指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で少額短期保険業務に関する紛争解決手続き等の実施のための基本契約を締結しております。

指定少額短期保険業紛争解決機関では、少額短期保険に関する苦情・紛争解決・ご相談・ご照会等を行います。

お客様の必要に応じ同協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、お知らせ申し上げます。

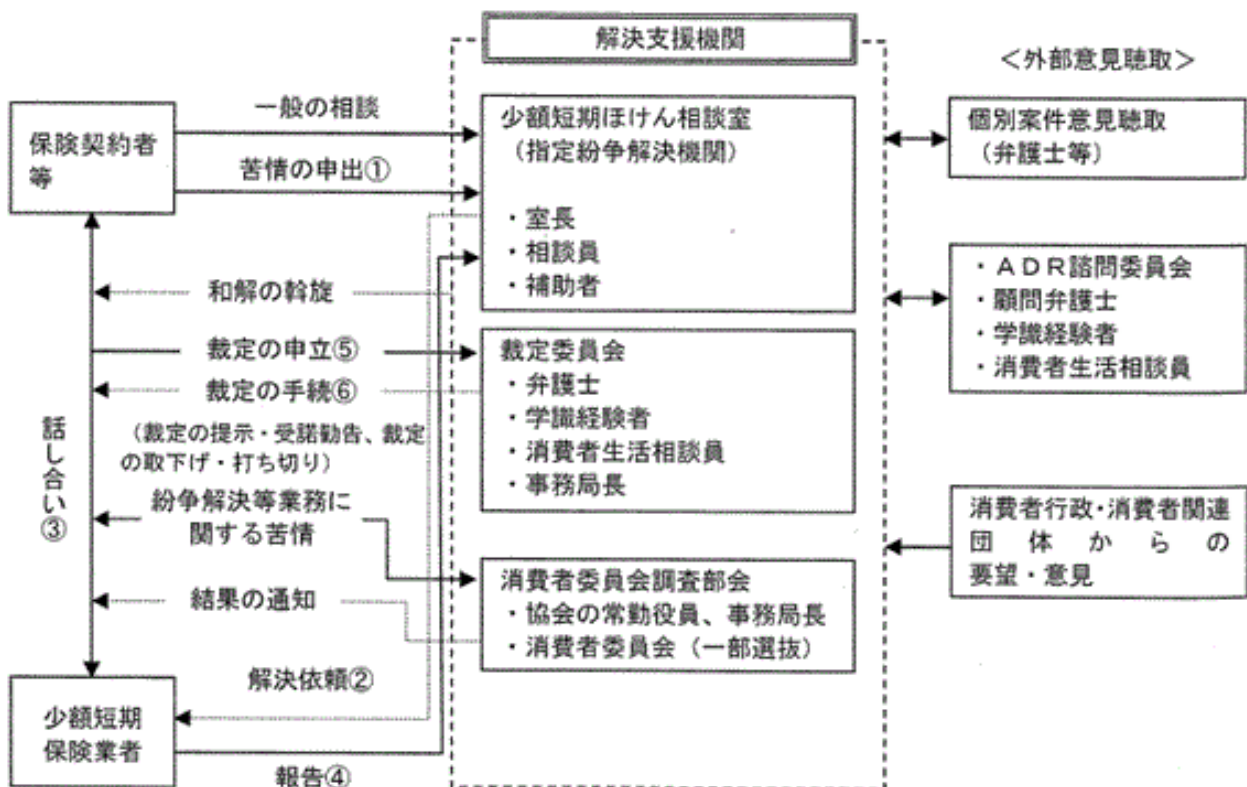
■一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00

<https://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.htm>

■相談・苦情受付・紛争解決等業務と解決の流れ

- ・相談・苦情の流れ①～④
  - ・紛争解決（裁定）の流れ⑤～⑥
- （苦情が解決されない場合、裁定へ移行）



≪紛争解決機関における相談・苦情受付・紛争解決業務の流れ（概要）≫

◆一般相談（照会）

ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般についてのお問い合わせ

#### ①苦情の申立

少額短期保険のご契約者等が少額短期保険業者（以下「業者」）に対し、「業者」との少額短期保険契約、その提供するサービス内容もしくは営業活動等に関して不満足の説明があった事柄について、「相談室」は解決に向け適切かつ妥当な助言をいたします。

#### ②解決依頼

申立人より苦情についての解決・支援を求められた場合は、「業者」に対し速やかに対応を依頼します。

#### ③話し合い

当該苦情について、当事者に対し必要、適切な助言を行い、和解の斡旋をいたします。

#### ④報告

苦情案件が解決した場合、「業者」は速やかに「相談室」に報告をします。

#### ⑤外部意見の聴取

「相談室」は苦情解決支援を行うにあたり、必要がある場合は弁護士等の第三者より意見を聴取し、解決にあたります。

#### ⑥裁定の申立

「相談室」に苦情の申立をした日から、原則として1か月を経過しても当事者間で問題が解決しない場合等で、ご契約者等または「業者」から裁定の申立があった場合、「裁定委員会」は速やかに「裁定手続」を開始するか否かを決定します。

#### ⑦裁定手続

裁定開始を決定した場合、「裁定委員会」は申立人から「紛争解決手続申立書」及び証拠書類等の提出を受け、双方の事情聴取等を行い当事者間の和解成立に努めますが解決しない場合は、「裁定委員会」は和解案を作成して双方に提示し、受託勧告をいたします。

なお、申立て内容に虚偽があった場合、裁定が取下げになった場合、「裁定委員会」の和解案にて和解が成立した場合、裁定手続が打ち切りとなった場合、また、契約者等が参加意思を撤回した場合には裁定手続を終了いたします。

和解成立後、契約者等より申し出がある場合は、和解内容の義務履行状況を調査し業者に義務履行を勧告いたします。